

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項	
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構
評価対象事業年度	年度評価 平成30年度(第4期) 中期目標期間 平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	航空局航空ネットワーク部	担当課、責任者	空港業務課長 石山 英顕
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項	
・ 令和元年7月12日 理事長・監事ヒアリングを実施	
・ 令和元年7月3日、4日、12日 有識者ヒアリングを実施	

4. その他評価に関する重要事項	

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、 D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		30年度	元年度	2年度	3年度
評定に至った理由	<p>評定項目は、全19項目中「B」評定が18項目、「C」評定が1項目であった。また、全体の評定を引き下げる、または引き上げる事象もなかったため、国土交通省独立行政法人評定実施要領に基づきBとした。</p> <p>【項目別評定の算術平均】 $(B\ 3\text{点} \times 17\text{項目} + B\ 3\text{点} \times 1\text{項目} \times 2 + C\ 2\text{点} \times 1\text{項目}) \div (19\text{項目} + 1\text{項目}) = 2.\ 95$ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p>				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、中期目標の達成に向けて概ね順調な組織運営が行われていると評価する。				
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した 課題、改善事項	該当無し				
その他改善事項	該当無し				
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	該当無し				
4. その他事項					
監事等からの意見	該当無し				
その他特記事項	<p>(外部有識者からの意見) 該当無し</p>				

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
再開発整備事業	C					1. (1)	
住宅騒音防止対策事業	B					1. (2)	
移転補償事業	B ○ 重					1. (3)	
緑地造成事業	B					1. (4)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組						2. (1)	
業務運営の効率化	B					2. (1)①	
事業費の抑制	B					2. (1)②	
一般管理費の抑制	B					2. (1)③	
契約の適正化・調達の合理化	B					2. (1)④	
給与水準の適正化	B					2. (1)⑤	
業務の電子化及びシステムの最適化	B					2. (2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B					3. (1)	
短期借入金の限度額	—					3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—					3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—					3. (4)	
剩余金の使途	—					3. (5)	
IV. その他の事項							
適切な内部統制の実施	B					4. (1)	
情報セキュリティ対応等の取組の推進	B					4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化						4. (3)	
国及び関係自治体との連携	B					4. (3)①	
広報活動の充実	B					4. (3)②	
地域への啓発活動	B					4. (3)③	
地域住民のニーズの把握	B					4. (3)④	
運営権者への円滑な環境対策事業承継に向けた取組の推進						4. (4)	
研修員の受入れ	B					4. (4)①	
業務の可視化パターン化の推進	B					4. (4)②	
騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途	—					4. (5)	

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※4 「項目別調書 No.」欄には、30 年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1. (1)	再開発整備事業				
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
契約(貸付)状況	—	34件						事業収入(千円)	606,153				
契約(貸付)率	—	100%						支出(千円)	584,970				
収支率	—	96.5%						(うち業務支出(千円))	506,270				
								(うち借入金償還等(千円))	78,700				
定期巡回全施設月1回の実施	—	100%						職員数(人)	5				
全貸借人との面談等年1回以上	—	67.7%											

注) 支出額は一般管理費（管理勘定）を含む。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音齊合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しておらず、地域活性化に繋がっている。 今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等 年1回以上) 【指標】 ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 (平成28年度実績全施設月1回の点検実施) ・全貸借人と情報交換のための面談 年1回以上 (平成28年度実績一部貸借人と面談)	福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等 年1回以上) (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等 年1回以上)	福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。 (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等 年1回以上) (指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施) (指標：全貸借人と情報交換のための面談等 年1回以上)	<主な指標等> 1. 既存物件の劣化状況等の把握状況 2. 計画的な維持管理・修繕の実施状況 3. 貸借人の経営状況の把握状況 4. 空き施設の後継賃借人の確保状況 5. 事業の健全性 6. 事務処理の効率化への取組状況 <定量的指標> ・定期巡回による全施設月1回の点検実施 ・全貸借人と情報交換のための面談年1回以上	<主要な業務実績> [1.既存物件の劣化状況等の把握状況、2.計画的な維持管理・修繕の実施状況] ○法定耐用年数を経過し、老朽化により災害にて倒壊の恐れがある施設(軽量鉄骨造)について、危機管理の観点から立退に向けた協議した。 また、立退交渉については、弁護士への委任契約を締結し、相談や不動産鑑定士による立退料算定を行うとともに、相手方の意向や希望を確認しながら丁寧に進めた。さらに、立退料を平成30年度予算から引当金として計上できるように、監査法人へ立退交渉状況の説明を行った。 ○既存物件の維持管理・修繕については、修繕計画によるものほか、毎月の定期巡回により把握した劣化状況等を踏まえ18件の改修・修繕工事を行い、適時適切な維持管理に努めた。 このうち、大井その1については10件で、床下点検口・連結送水管の緊急修繕工事を行ったほか、「騒音齊合施設大井その1点検及び修繕計画」を踏まえて、外調機改修・空気調和設備改修・中央監視設備改修・防水改修・水蓄熱用電気設備撤去・非常用発電装置分解整備業務委託・ライトフレーム撤去工事を行った。また令和2年度以降に予定している外壁改修工事の設計業務委託を行った。 大井その2については1件で、緊急として漏水調査業務委託を行った。 大井その3については1件で、定期巡回等により、施設の不	<評定と根拠> 評定：A 耐用年数を経過し老朽化の著しい施設については、危機管理の観点から、立退に向けて、貸借人とも退去時期や条件等に係る意向を確認しつつ、弁護士とも相談を行い、法的見解等も踏まえて粘り強く交渉を行った。対象施設の3施設のうち2施設について、交渉の結果、立退きにあたり必要となる解約合意書締結に関して、退去日など相手方の事情によるところの大きい項目を除き、概ね合意に至ることができ、危機管理の点において大きな進展があった。 計画的な修繕のほか、毎月の定期巡回による劣化状況の把握、貸借人からの修繕要求に基づく改修・修繕工事等を適切に実施したことにより、施設の資産価値の維持及び管理者としてのリスクを回避するとともに、空港と地域の共生にも貢献することができた。 大井その1については、「騒音齊合施設大井その1点検及び修繕計画」の3件について、計画どおり実施した。加えて、計画外の改修等については、貸借人からの要望による工事や機構自ら必要と判断した工事を実施したことなどにより、施設の資産価値の維持及びリスク回避とともに、貸借人との信頼関係の維持向上に寄与することができた。 また、大井その3の防水改修工事や大井その1の外壁改修工事に係る設計業務委託を実施したことにより、令和元年度、2年度における本工事の着実な執行に資することができた。 さらに、大井その2の漏水や他の施設の不具合に速やかに対応したことにより、貸借人との信頼関係の維持向上に寄与することができた。 定期巡回等により、施設の不	評定 【評定に至った理由】 修繕計画による修繕のほか、定期巡回による劣化状況等の把握や貸借人からの修繕要求等に基づき改修・修繕工事を実施し、貸借人との信頼関係を向上させた。中期目標における指標である定期巡回による全施設月1回の点検実施に係る達成度は100%であり、加えて台風通過後等による緊急点検も実施している。 また、貸借人の経営状況の把握のため、貸借人と面談などを行うことにより経営状況をより詳細に把握し、賃料滞納や退去のリスクに備え事業継続性の確保を図ったが、中期目標における指標である全貸借人と情報交換のための面談年1回以上について内容を精査したところ、福岡空港運営の民間委託について優先交渉権者の選定結果を情報提供したことは指標にある取組みと認められないことから、当該指標に係る達成率は67.7%であった。 しかし、貸付料の滞納をしていた事業者について、貸付施設2カ所の必要性等について確認・調整を行い、うち1カ所の契約を解除し、敷金から未収金を回収することにより機構・貸借人双方の財務状況改善に努めた。 さらに、施設の資産価値を保全するための修繕等を適切に収入の範囲内で実施し、貸付料の見直しによる増収により収支率において黒字を確保するなど、事業の健全性、財務状況改善に寄与した。 加えて、老朽化著しい3件の施設のうち2件は、弁護士との相談や相手方の意向や希望を確認しながら丁寧に進めた結果、貸借人の退去について概ね合意に至ることができ、リスク軽減の観点で大きな進展があった。 以上を踏まえ、一部の指標で達成率100%未満であったことから、C評価とした。	C

【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】

貸借人の経営状況の更なる把握のため、指標である全貸借人と情報交換のための面談等年1回以上を確実に実施すること。

【その他事項】

(外部有識者からの意見)

- ・A評価で結構。

件で、令和元年度に予定している防水改修工事の設計業務委託を行った。

また、その他の施設については、シャッター・便所の緊急修繕工事、原状回復工事を行った。

○全ての騒音遮断施設について、毎月、定期巡回(計12回、100%実施)を行うとともに、ロック埠調査・台風後巡回・大雨後巡回を緊急実施した。

また、定期巡回の際に施設点検と合わせて事業の運営状況を確認するとともに、適宜現地にて賃借人と面談を行うことで、コミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めつつ、施設の劣化等の状況の把握に努めた。(経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 21者 229回)さらに、全ての賃借人にに対し、福岡空港運営の民間委託について優先交渉権者の選定結果を情報提供した。

〔3. 賃借人の経営状況の把握状況、4. 空き施設の後継賃借人の確保状況、5. 事業の健全性〕

○適宜、賃借人と面談を行い、コミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めるとともに、月次報告を求める等、経営状況の把握に努めた。

特に、貸付料納入遅延の賃借人については、面談に加え、帝国データバンクへの調査依頼を行った。

○賃貸料の未収発生に対し、その都度、督促状を発行し、賃借人を訪問のうえ状況確認を行った。さらに、厳しい経営状況が続いている賃借人に対して、貸付施設(2か所)の必要性等について確認・協議・調整を行い、うち1か所の契約解除を行った。

○滞納状況については、その都度、役員まで報告するとともに、今後の対応方針は役員説明を行った上で

具合や劣化の有無、その程度を早期かつ的確に把握することができた。迅速な修繕対応をした結果、施設の事故防止と資産価値維持、また賃借人との信頼関係の向上に資することができた。【指標】「定期巡回による全施設月1回の点検実施」は100%。【指標】「全賃借人の情報交換のための面談 年1回以上」についても100%である。

賃借人と直接面談等を行うことにより、賃借人の経営状況について、より詳細に把握することができ、貸付料の滞納や退去のリスクに備え、事業継続性の確保を図ることができた。

数ヶ月継続していた貸付料の滞納状態について、貸付施設(2カ所)の必要性等について確認・調整のうえ、うち1カ所の契約解除をすることにより、その敷金から未収金を回収することが可能となり、事業収益の健全性確保に寄与することができた。

リスク管理を適切に行い、迅速な対応によって回収不能金の発生はなく、平成31年3月末時点での賃貸料の滞納はない。

収支状況については、施設の修繕等を適切に実施しつつ、安定した収支の確保に努めた結果、収支率は96.5%と黒字を確保し続け、事業の健全性は保たれている。

収益性を確保するため、増額が必要と認められる1件について、粘り強く増額交渉を行い、変更契約を締結したことにより11月分の貸付料から月額200千円(税抜)の増額となり、事業の健全性・財務状況の改善に寄与することができた。

収支については、貸付施設の契約解除後、後継賃借人の募集ができず、貸付施設増が見込めない中、既存施設における貸付料増額交渉や、計画的な改修・修繕工事等の実施により適切な維持管理に努めた結果、一貫して黒字を確保し続けている状況である。

このような各事項を勘案し、Aと評価する。

				<p>決裁をとり、毎月の役員懇談会でも報告を行った。</p> <p>○収益性を確保するため、昨年度に引き続き本年度も増額が必要と認められる 1 件について交渉を行った。</p> <p>〔6.事務処理の効率化への取組状況〕</p> <p>○貸付物件資料のデータベース（電子資料）を適宜更新するとともに、専門職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）で当該情報の共有を図った。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1. (2)	住宅騒音防止対策事業						
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号		
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		予算額(千円)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
防音工事 (未実施)	—	—	2 件						予算額(千円)	52, 972				
防音工事 (告示日後)	—	—	1 件						実績額(千円)	32, 541				
更新工事①	—	—	71 台						職員数(人)	3				
更新工事① (告示日後)	—	—	5 台											
更新工事②	—	—	130 台											
更新工事② (告示日後)	—	—	2 台											
更新工事③	—	—	12 台											
問合せ件数 (うち処理済件数)	—	—	554 件 (554 件)											
更新工事交付決定 までの処理日数 60 日以内	—		100%											

注) 予算額、実績額は一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 住宅騒音防止対策事業 住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。 【指標】 ・ 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内 (平成 28 年度実績 60 日)	(2) 住宅騒音防止対策事業 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。)に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取組む。 国、福岡県、福岡市及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。 また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。 (指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)	(2) 住宅騒音防止対策事業 次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。 イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。 ロ 必要に応じて事業パンフレット等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。 ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。 (指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内)	<主な指標等> 1. 事業実施状況 2. 予算執行状況 3. 関係自治体との連携等による事業の広報及び情報提供状況 4. 問い合わせ、相談等への対応状況 5. 事務処理の効率化への取組状況 <定量的指標> ・ 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内	<主要な業務実績> 〔1. 事業実施状況、2. 予算執行状況、3. 関係自治体との連携等による事業の広報及び情報提供状況〕 ○ 住宅騒音防止対策事業については、申請・相談等に対し迅速かつ丁寧に対応し、円滑な事業の実施に向けて取り組んだ。 ○ 関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議(平成 30 年 4 月 19 日)を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。また、より連携を図るために出席者名簿を関係自治体すべてで共有した。 ○ 4 月、5 月には大阪局、本省へ赴き予算概算要求ヒアリングを受けた。また、8 月には住宅騒音防止対策事業事業成果検査のため本省及び大阪局より来訪、検査事項について説明を行った。1 月、2 月に大阪局、本省へ赴き予算実施計画ヒアリングを受けた。 ○ 今年度は補助金の積算の元となる単価の変更が行われたため、適時、国へ連絡をとり、状況やスケジュールの確認を行った。 ○ 住宅防音工事の実施においては予定していた 3 件では入札不調となったため、3 件を分割して実施することについての制度上の確認を隨時、国へ連絡し対応を検討した結果、内 2 件は実施できる見込みとなった。残り 1 件は今年度に設計のみを行い、翌年度に工事を行うこととした。 ○ 8 月の連絡協議会では	<評定と根拠> 評定： A 申請のあった全ての空調機器更新工事を実施し、空港周辺住民の生活環境の改善に資することができた。 毎年度継続して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行うことで、事業の受付窓口の担当者に事業制度や手続き方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことができた。また、名簿を配布することにより関係自治体間でも住宅騒音対策事業の担当部署、担当者を把握することができるようになった。 電話やメールだけでなく実際に顔を合わせることにより、ヒアリングや検査のみならず、必要な関連情報の提供、共有を図ることができ、単価の変更に伴い申込受付の開始時期が変更となった際も、適時、状況等を確認することにより迅速に受付を開始することができた。 また、パンフレットの窓口配布、事業対象区域内の公民館へのチラシ配布に加え、昨年度より新たに福岡市の共同利用会館へのパンフレットの配布も行っており、さらに関係自治体が発行している広報誌への事業案内の掲載は昨年より回数を増やして住民への情報提供を行った。過去に更新工事を行った住宅に対する広報活動について、チラシを見たことによる問い合わせが 26 件あり、一定の効果が見られた。 事業への問い合わせ等に対し、その都度迅速かつ適切に対応し解決したことにより、継続案件は発生していない。 工事書類を電子化し、既存システムと連動させたことで、住民からの問合せに迅速に対応できていることや、昨年度行った更新工事に係る	評定 【評定に至った理由】 防音工事、空調機器更新工事について、申請があった全てを実施し、空港周辺住民の生活環境の改善をした。 また、円滑な事業執行のため、関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、事業受付窓口担当者の事業制度や手続き方法等への理解促進を図った。 さらに、地域住民への広報として、関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を昨年度より回数を増やして掲載するとともに、関係自治体窓口での住宅騒音防止対策事業パンフレット等の配布や、過去に更新工事を行った住宅で次の空調機器更新工事を行っていない住宅に対してチラシ配布を行うことにより、更なる制度周知を図った。 加えて、工事実績の電子化による問合せ等に係る対応の迅速化、防音工事に係る書類の見直し等により申込者の負担軽減を図る等を行った。 空調機器更新工事では交付申請から交付決定までの処理日数が全て 60 日を下回ったことにより達成度が 100%となり、また、平成 29 年度に改定した説明パンフレットの運用を今年度より開始したこと及び担当職員間での業務分担や事務処理方法の徹底を図り、平均では指標を大幅に下回る 31.6 日となった。 なお、空調機器更新工事において予算策定時に見込んだ計画台数を下回る結果となつたが、本業務は住民からの申請に基づき実施するものであることから、やむを得ないものである。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しており、指標に示す処理日数を平均で大幅に短縮しているが、年度計画を上回る取組みを行っているところまでは認められないことから、B 評価とした。

【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】

【その他事項】

(外部有識者からの意見)

- ・ A 評価で結構。
- ・ 防音工事について、なるべく早く工事が実施できるよう工夫が必要。

国、関係自治体、機構で集まり事業の情報共有を図った。3月にも開催した。
○関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレット等を配布した。また、福岡市の共同利用会館へも更新工事のパンフレット等を配布し、チラシの掲示を依頼した。
○関係自治体の内、福岡市東区、博多区、大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載した。
例年、行っている5月15日号と11月15日号に加え、東区、博多区は7月15日号へも掲載を行った。
○平成16年度～平成17年度に更新工事①及び①(告)を実施した住宅で、次の更新工事を行っていない住宅282件に対し、チラシを郵送した。

〔4.問い合わせ、相談等への対応状況、5.事務処理の効率化への取組状況〕
○実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問合せや関係自治体からの相談等に対して迅速な対応を可能としている。
○申込書類や補助制度の概要等の申込者へ配付する資料は数が多く難解であるため、昨年度、更新工事に係るパンフレット等を改善したことを踏まえ、今年度は防音工事についても改善し（書類の統合・簡素化）、事業に関わる配付資料全体を見直した。昨年度、外注による資料作成から、機構のプリンター等による作成に変更しており、更なる資料改善への速やかな対応や経費節減にも引き続き取り組んでいる。また、申請書とともにホームページの見直しを行い、住民向け、業者向け

書類の大幅な見直しに引き続き、今年度は防音工事に係る書類の見直しを行い、申請者が理解しやすい内容に改善することで、サービスレベルが向上され、更に事務処理の効率化も図られた。昨年度から、資料作成や印刷について外注をとりやめ職員が直接行っており、資料改善への速やかな対応や経費の削減にも貢献するなど事務処理の効率化に引き続き取り組んでいるうえ、今年度はホームページを大幅に見直すことにより、申請者にとって分かりやすくより制度の周知を図ることに尽力した。

平成29年度に改善した更新工事に係るパンフレット等が平成30年度に配布されたことで、申請者にとって理解しやすい内容の資料となり、申込書類等の誤記入を防止とともに、書類の統合・簡素化により負担軽減を図ることができた。補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、申請不備等への対応は迅速かつ的確に行い、担当職員間での業務分担や事務処理方法の徹底を図り、空調機器更新工事の173件（申請182件のうち、審査結果通知後に申請者都合により9件の取り下げがなされた）については、最長処理日数51日で交付決定を行い、全て60日以内に処理することができた。【指標】「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内」について、達成率100%であることに加え、平均日数では、上記の取組みにより31.6日と処理日数の大幅な短縮が図られており、積極的な実施状況にある。

このような各事項を勘案し、Aと評価する。

のページを区別、分かりやすい表現への変更、不要な情報の削除等により分かりやすい内容へ改善した。

○住宅騒音防止対策事業に関する相談は 554 件で、その内の苦情は 16 件である。なお、相談案件については、その都度、迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。最前線で行政相談に対応するスキルが必要なことから、今年度は国土交通大学校の行政スキル[行政相談対応力](I 期)研修へ職員を参加させた。

○補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付後に不備があった場合は当日中に申請者に電話連絡し、修正内容がわかる手紙を同封し返送した。また、複数の職員が交付申請に必要な確認作業を行えるようにし、手分けして事務を行うようにした。

○平成 29 年度に行った更新工事に係るパンフレット等の改善により、平成 30 年度に配布した申込書類等での事務処理については、申請者及び機構の双方における負担軽減や事務の効率化等を図った。

○平成 29 年度に行われた組織再編(課の統合)により担当者は複数の業務を抱える中、平成 30 年度から新たに事務処理における進捗表を作成し、申請受付後の形式審査から 2 度に渡る内容審査やその後の処理状況に至るまで担当者同士共有することにより、業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。

4. その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1. (3)	移転補償事業				
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）		関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実績(現年分)								予算額(千円) (うち繰越分(千円))	2,986,697 (165,450)					
土地	—	—	8件 7,524.41 m ²					実績額(千円) (うち繰越分(千円))	1,702,089 (165,450)					
建物等	—	—	6件					翌年度への繰越額(千円)	264,600					
実績(繰越分)								職員数(人)	6					
土地	—	—	1件 622.82 m ²											
建物等	—	—	1件											
照会・相談件数 (うち処理済件数)	—	—	28件 (28件)											
測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内	—		100%											

注) 予算額、実績額は一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。 【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内 (平成28年度実績270日) 【重要度：高】 空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資することと、また、25年間議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。	(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取組む。 地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。 また、国、福岡県、福岡市及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)	(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取組む。 イ 测量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図ると共に、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。 ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口でのパンフレット配布等による広報を実施すると共に、申請、境界画定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料(「しおり」)の見直しを行う。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)	<主な指標等> 1. 事業実施状況 2. 予算執行状況 3. 事務処理の効率化への取組状況 4. 広報及び情報提供状況 5. 申請等に係る事前の照会・相談の対応状況 <定量的指標> ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内	<主要な業務実績> [1.事業実施状況、2.予算執行状況、3.事務処理の効率化への取組状況] ○平成30年度において9件の契約を行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○移転計画が円滑に進むよう、申請者毎に作成した個別スケジュール表及び申請者全員を網羅する全体スケジュール表を作成・活用し、測量、建物等調査、不動産鑑定のスケジュール管理及び申請者との調整を行いつつ、契約締結までの日数短縮を図った。 ○複数の物件の測量、建物等調査、不動産鑑定をそれぞれとりまとめて発注し、事務処理の効率化を図った。 〔4.広報及び情報提供状況、5.申請等に係る事前の照会・相談の対応状況〕 ○関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布し事業の広報に努めた。 ○移転補償にかかる各種相談(申請、境界画定、建物撤去等)について、迅速かつ適切な対応を行うとともに、申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料「しおり」を見直した。	<評定と根拠> 評定：B 申請者と進捗状況を確認、調整を行なながら着実に移転計画を進めた結果、9件の物件について契約が完了し、これにより空港周辺住民の生活環境の改善を図ることが出来た。 複数の物件の測量、建物等調査、不動産鑑定をそれぞれとりまとめて発注することで、事務の効率化を図るとともに、全体スケジュール管理及び申請者との調整を着実に行うことにより、契約締結までの日数短縮を図り、円滑かつ効率的に事業を推進することができた。その結果、【指標】「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内」について、平成30年度の実績は、例外物件を除いた7件について、測量等調査開始から契約締結までの日数を270日以内にを行い、達成率100%とすることが出来た。 なお、例外物件の2件は、財務省との取得協議手続きを必要とする物件であり、1件は286日、1件は301日となっているが、いずれも年度内に契約締結を行い、着実に事業を進めることができた。また、実績件数9件について、平成30年度における照会は28件であり、全て適切に回答し、解決済みである。 関係自治体広報誌への事業案内の記事の掲載及び、公民館、共同利用会館にて移転補償事業案内のチラシを配布した結果、所有地が補償対象か否かの問い合わせがある等、一定の効果が見られた。なお、平成30年度における照会は28件であり、全て適切に回答し、解決済みである。 事前の相談や問い合わせに対し、解説資料を2分冊へと改訂し見直した結果、最初の説明の際に使用する事業全般の内容が簡潔に記載された概要版と、申請時に必要となる具体的な手続きとに分けて、使用目的に応じて使い分け、申請者に対して分かりやすく丁寧に説明を行うことで、利便性の向上に努めており、着実な実施状況に	評定 【評定に至った理由】 申請者ごとのスケジュールを作成し、申請者と進捗状況を確認しながら移転計画を進めた結果、申請後の測量等の調査開始から契約締結までの日数270日以内を達成できた件数は、9件中7件であるが、財務省との取得協議手続きが追加されたことにより処理日数270日を超過した2件を原則以外の取扱とした結果、達成率は100%である。なお、原則以外の取扱とした2件について、取得協議手続きを除いた処理日数はいずれも270日以内となっている。 また、解説資料の改訂を行い、最初の説明で使用する簡潔な解説資料と申請後に必要となる具体的な手続きを説明する解説資料の2分冊とし、これらを使い分けることにより、移転補償事業への理解促進を図り、事業の円滑な実施に寄与した。 なお、案件の取下げや翌年度への繰越が発生しているが、全て申請者の都合によるものであり、本業務は住民からの申請に基づき実施するものであることから、やむを得ないものである。また、申請者の都合により申請後の移転対象土地面積が減少した案件も発生したが、これも事業の性質上、やむを得ないものである。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。	B 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

					ある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	
--	--	--	--	--	------------------------	--

4. その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1. (4)	緑地造成事業					
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
造成面積	—	—	1,418 m ²					予算額(千円)	35,657				
								実績額(千円)	19,297				
								職員数(人)	1				

注) 予算額、実績額は一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。	(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。 ○ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。	(4) 緑地造成事業 次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。 ○ 買収済みの土地約0.1haについて造成・植栽を実施する。 ○ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。	<主な指標等> 1. 事業実施状況 2. 予算執行状況 3. 地元及び関係機関との調整状況 4. 事務処理の効率化への取組状況	<主要な業務実績> 〔1.事業実施状況、2.予算執行状況〕 ○国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha(1,418m ²)の造成・植栽を100%着実に実施すべく、地元及び関係機関との調整を行い、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○年度計画の整備予定面積0.1haについては100%着実に執行しているが、予算執行率が54.1%となつた理由は、予算額の算定における測量設計業務及び緑地造成工事について、国の基準に基づき適正に積算を実施しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したためである。なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、契約が計画どおりに履行されることを確認している。 〔3.地元及び関係機関との調整状況〕 ○地元自治会及び、造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 〔4.事務処理の効率化への取組状況〕 ○設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 国から委託を受けた約0.1haについて計画どおり緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。 調整を綿密に行い(7回)、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を推進した。 設計業務のチェックリストを作成・活用し、受注者と進捗状況を共有することにより、業務を円滑に、確実かつ効率的に執行することができ、設計図書の品質が確保された等、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を発注者と受注者が共有することで、事業を確実かつ効率的に執行することができた。 また、地元自治会及び造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を密に行い意見や要望の把握に努め、反映させることにより事業を円滑かつ着実に推進し、整備予定面積について100%の造成、植栽を実施した。 なお、本事業に係る契約は予定価格を大幅に下回る低入札の契約となつたが、低入札価格調査を行い、契約が計画どおり履行されることを確認している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)	B

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>国行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ① 業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のインストラネ</p>	<p>国行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ① 業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のインストラネ</p>	<p>国行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>(1) 業務改善の取組 ① 業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のインストラネ</p>	<p><主な指標等></p> <p>1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整状況</p> <p>2. 外部講師等による研修の実施状況</p> <p>3. 外部研修への参加状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>[1. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整状況]</p> <p>○事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。</p> <p>職員のスキルアップ・意識改善を図るために、内部研修を6回開催するとともに、外部機関が実施する研修（30研修）に積極的に職員を参加させる等、組織の一層の活性化を図るためにの取組を行っており、着実な実施状況にある。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p>[2. 外部講師等による研修の実施状況]</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。</p> <p>職員のスキルアップ・意識改善を図るために、内部研修を6回開催するとともに、外部機関が実施する研修（30研修）に積極的に職員を参加させる等、組織の一層の活性化を図るためにの取組を行っており、着実な実施状況にある。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p>【評定に至った理由】</p> <p>国、県、市と人材確保のため適時人事調整を行った。また、女性の活躍推進に係る独自の行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施など全職員が活躍できる職場環境の整備に向けて取り組んだ。</p> <p>他に、新しく配属された職員に対して新規採用者研修を都度実施し、改正通則法の趣旨を踏まえた役職員に対するコンプライアンス研修など内外実施の多数の研修に積極的に職員を参加させ、スキルアップと意識改善を図った。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。</p> <p>【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】</p> <p>【その他事項】</p> <p>(外部有識者からの意見)</p>	<p>評定</p>	B

		<p>ツトで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。</p>	<p>ツトで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。</p>	<p>修の実施状況】 ○内部研修として、平成30年5月21,22日に新規採用（出向）職員研修（参加者11名）を行い、新規採用者が機構の概要・各課の事業概要等、新人としての基本的な知識を習得した。 また、平成30年10月3日に職場における様々なハラスメント及びワーク・ライフ・バランスに関する研修（参加者25名）、平成30年11月6日に入権等に関する研修（参加者26名）を行い、それぞれ基本的な知識を学習する等、職員のスキルアップ・意識改善を図った。 加えて、改正通則法の主旨を踏まえ、役職員に対するコンプライアンス研修（参加者25名）、情報セキュリティ研修（参加者27名）を開催し、コンプライアンス及び情報セキュリティに対する基本的な知識を習得する等職員の意識改善を図った。 また、内部監査（業務監査及び会計監査）を実施するにあたり、内部監査の知識を習得するため外部研修に職員を派遣する等、着実な内部統制の推進に取り組んだ。 さらに、職員のリスク管理意識の向上を図るため、安全運転研修（参加者31名）に加え、新たにクレーム対応研修（参加者32名）を実施した。 なお、研修の効果把握に関する無記名アンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答が多く、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。</p> <p>〔3.外部研修への参加状況〕</p>	
--	--	---	---	--	--

				○上記研修以外にも、外部機関が開催している研修（30 研修）へ積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の抑制
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で5%以上に相当する額を削減	2,156,546	3,568,918					
上記削減率(%)		—	▲65.5%					
達成度		—	—					年度計画で数値を定量化していくため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
事業費(実績額)(千円)		1,776,844	2,228,014					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② 事業費の抑制 事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。	② 事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度(平成29年度)比で5%以上に相当する額を削減する。	② 事業費の抑制 事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 事業費の削減状況	<主要な業務実績> 〔1.事業費の削減状況〕 ○平成30年度予算は、第3期中期計画に引き続き事務処理の効率化を図り、経費の節減に努めることとしている。事業費全体については、移転補償事業において多数の案件の申込みしていることから、第3期中期最終年度(平成29年度)と比べて65.5%増加している。	<評定と根拠> 評定：B 引き続き適正な競争入札に向けた取組を行う等、事業の効率的な執行に努めてきており、移転補償事業において多数の申込み件数があったことにより、平成29年度予算と比較し65.5%の増加となつたが、経費削減効果としては、引き続き一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約48百万円節減している。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 平成29年度予算と比較し△65.5%の削減率となっているが、移転補償事業において平成29年度と比較して多数の申込み件数があつたことによるものであり、平成29年度予算と比較すると件数は6件増加(土地3件、建物3件)し、土地面積は5,196.83m ² 増加(増加率77.8%)している。なお、移転補償事業は全体事業費の約83.7%を占めており、当該予算を構成する大部分が土地買い入れ及び建物補償に係る費用である。 一方、移転補償事業以外の事業における予算は7.6%の削減率となっており、一般競争入札の積極的な採用により執行額も節減している。 以上のとおり、事業費全体の予算額は上昇したものの、大宗を占める移転補償事業の性格に起因するものであり、総合的に判断し、B評価とした。なお、移転補償事業の令和元年度予算は858百万円(平成30年度からの削減率71.3%)となっているところである。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (1) ③	業務改善の取組 一般管理費の抑制
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			74,123					
一般管理費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で15%以上に相当する額を削減	81,591						
上記削減率(%)		—	9.2%					
達成度		—	—					年度計画で数値を定量化していくため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
一般管理費(実績額)(千円)		64,282	64,869					

注1) 一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
③ 一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。	③ 一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。	③ 一般管理費の抑制 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 一般管理費の削減状況	<主要な業務実績> 〔1.一般管理費の削減状況〕 ○平成30年度予算は、第3期中期計画に引き続き事務諸費等の削減に努めることとしており、第3期中期最終年度（平成29年度）と比べて9.2%に相当する予算額を削減した。 ○一般管理費全体での不 ^用 額は約9百万円となっている。 【主な取組】 ・事務諸費の節減（購入備品の精査、空調機の適正な温度管理の徹底等） ・パック旅行の推進による旅費の節減等	<評定と根拠> 評定：B 一般管理費については、引き続き事務諸費の節減や旅費の節減に努めたことで、平成29年度比9.2%に相当する予算額を削減した。 これを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 前中期目標期間の最終年度比で15%以上に相当する額を削減するとしていたものを、事務諸費等の節減に努め、中期目標期間初年度において予算額で9.2%の削減を行ったことから、目標達成に向けて順調に推移しているといえる。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (1) ④	契約の適正化・調達の合理化
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
				—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
④ 契約の適正化・調達の合理化 引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。 また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。 調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保される	④ 契約の適正化・調達の合理化 引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。 調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保される	④ 契約の適正化・調達の合理化 引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。 調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保される	<主な指標等> ■重点的に取り組む分野 1. 施工箇所等の取りまとめ<3件以上> <当該取組の実施状況、取りまとめ件数3件以上>	<主要な業務実績> ■重点的に取り組む分野 〔1. 施工箇所等の取りまとめ<3件以上>〕 ○移転補償事業のフェンス設置工事や測量対象地調査の施工箇所については、発注時期を勘案した上で、複数に点在していても関係者にとって不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。 また、緑地造成事業の緑地造成工事や測量及び設計業務についても、施工箇所を取りまとめて発注したことで競争性・透明性が確保されるように取り組んだ。 具体的な実施状況について、「平成30年度緑地造成事業緑地造成工事」においては、2箇所の工事を取りまとめて一般競争入札を行ったことにより、予定価格22,696,200円に対して契約金額は15,444,000円(落札率68.1%)で入札参加者は10名となるなど、経費の節減や入札参加意欲の向上を図ることができた。 また、「平成30年度福岡空港周辺ネットフェンス等設置工事(その2)」においては、3箇所に点在する工事を取りまとめて一般	<評定と根拠> 全体評定：B 重点的に取り組む分野の一部にA評価が見られるものの、調達に関するガバナンスの徹底は、B評価としていることから、総合的に判断し、全体評価はB評価とする。 (個別A) 施工箇所等の取りまとめについでは、発注時期を勘案した上で、複数に点在していても関係者にとって不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施を行った結果、所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、A評価とする。	評定 【評定に至った理由】 調達等合理化計画による取組として、1.施工箇所等の取りまとめについて、関係者にとって不利益とならない範囲で発注をとりまとめることによる経費削減を図った。2.仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直しについて、新規事業者の参入を促進するため、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載することや同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加要件の緩和等により入札参加者の増に繋げた。3.電気使用量について、空調機の更新や適正な温度管理を徹底した結果、調達等合理化計画における対前年比▲3%の目標を大幅に上回る対前年比28.3%減少し経費節減となった。 調達に関するガバナンスの徹底のため、入札及び契約事項審査会を入札案件、随意契約案件全てで開催し、各案件の点検、確認を実施した。さらに、不祥事発生の未然防止のため、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を通じて各種取組みを実施した。また、内部監査では監査員を外部研修に参加させスキル向上を図ったうえで実施している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)	B

		よう努める。	<p>競争入札を行ったことにより、入札事務の効率化を図ることができた。</p> <p>更に、「平成 30 年度福岡空港周辺地積測量図作成等業務」においては、6箇所に点在する調査対象地を取りまとめて一般競争入札を行ったことにより、予定価格 5,556,584 円に対して契約金額は 2,149,200 円（落札率 38.7%）となるなど経費の節減を図ることができた。</p> <p>このような結果、全体の取りまとめ件数は、目標 3 件以上に対し、実績 6 件と対前年度計画値 120% 以上となっている。</p> <p>〔2. 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し <当該取組の実施状況、入札参加資格要件（ランク）の緩和 3 件以上></p> <p>〔2. 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し〕</p> <p>○一般競争入札については、仕様書において対象となる業務内容を可能な限り具体的に記載し、入札及び契約事項審査会による事前点検を行うことで入札案件における競争性、公平性、透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。</p> <p>また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで競争性の確保に取り組んだ。</p> <p>具体的な実施状況について、「騒音遮断施設大井その 1 外壁改修工事設計業務委託」においては、入札参加資格が A 等級となるが、B 等級も対象に加えたことにより、B 等級 4 者、A 等級 1 者となり、競争性の確保を図ることができた。</p> <p>更に、全ての入札の公告期間は 10 日以上となっており、履行期間への影響が生じない範囲内で十分な公告期間を確保すること</p>	(個別 A) <評定と根拠> 一般競争入札については、仕様書の記載内容や公告期間の確保に関する事前点検を行うことにより、入札案件における競争性、公平性、透明性を高めている。 また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行った結果、所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、A 評価とする。
--	--	--------	---	--

			<p>ができた。 このような結果、入札参加資格要件の緩和件数は、目標の3件以上に対し、実績5件と対前年度計画値120%以上となっている。</p> <p>3. その他 <電力使用量節減（電力使用量対前年比3%減少）></p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1. 隨意契約に関する内部統制の確立 <該当案件 100%点検></p> <p>2. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 <内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加></p>	<p>〔3. その他〕 ○電力使用量節減については、空調機の更新及び適正な温度管理を徹底することで、電力使用量が対前年比28.3%減少し、評価指標を達成している。</p> <p>■調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>〔1. 隨意契約に関する内部統制の確立〕 ○調達に関するガバナンスを徹底するため、入札案件、随意契約案件ごとに入札及び契約事項審査会を開催し、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行っている。</p> <p>〔2. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組〕 ○内部統制委員会（3回開催）による取組については、内部統制に関する内部統制の推進に関する事項について、検討、審議を行っている。 コンプライアンス委員会（3回開催）による取組については、コンプライアンス研修によるコンプライアンスに対する啓發を行うことができた外、各課において、他の行政機関で起きたコンプライアンス違反事例に関する討議を行い、コンプライアンス意識の醸成、コンプラチエックによるセルフチェックを行っている。</p>	<p>(個別B) <評定と根拠> 評価指標の達成を踏まえ、B評価とする。</p> <p>(個別B) <評定と根拠> 調達に関しては、内部規程等を整備し、必要に応じて入札及び契約事項審査会による点検、確認を行う体制が構築されていることを踏まえ、B評価とする。</p> <p>(個別B) <評定と根拠> 不祥事件の発生の未然防止・再発防止については、左記の各委員会が継続的な取組を行った結果、不祥事件の発生が無かつたことを踏まえ、B評価とする。</p>	

				<p>リスク管理委員会(3回開催)による取組については、調達事務に関する業務フローチャートを踏まえ、リスク管理表におけるリスクレベルの再点検を行っている。</p> <p>内部監査(業務監査・会計監査)による取組については、監査実施に際して、指名した監査員の監査スキル向上のため外部研修に参加させるとともに、監査計画の策定から内部監査における指摘事項のフォローアップまでを当該年度内に完了させるため、適切なスケジュール管理を行っている。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (1) ⑤	業務改善の取組 給与水準の適正化
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
⑤ 給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤ 給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤ 給与水準の適正化 給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	<主な指標等> 1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況 2. 役職員給与の適正化の取組状況 3. 国家公務員の給与に準じた運用状況	<主要な業務実績> 〔1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、2. 役職員給与の適正化の取組状況〕 ○平成25年度より、機構独自の俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 また、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、当機構においても国の制度に併せた見直しを行った。 これらを踏まえ、Bと評価する。 〔3. 国家公務員の給与に準じた運用状況〕 ○官民格差等に基づく給与水準改定 1. 奉給の引き上げ ① 奉給月額 奉給表を平均0.2%引上げ ② ボーナス 4.40月分→4.45月分に引上げ 2. 措置の実施時期 ① 平成30年4月から実施（平成31年1月給与にて遡及） ② 平成30年12月から実施（平成31年1月給与にて遡及）	<評定と根拠> 評定：B 平成25年度より、機構独自の俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 また、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、当機構においても国の制度に併せた見直しを行った。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 給与水準については、独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨により、国家公務員の給与水準を踏まえて定められていることから、給与水準の設定の考え方は妥当であり、適正な運用に努めている。 また、その内容をホームページで公表しており、適切に対応している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2. (2)	業務の電子化及びシステムの最適化
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
				—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 業務の電子化及びシステムの最適化 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。	(2) 業務の電子化及びシステムの最適化 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。	(2) 業務の電子化及びシステムの最適化 業務運営の簡素化及び効率化を図るために、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。	<主な指標等> 1. 業務の電子化及びシステムの最適化の取組状況	<主要な業務実績> 〔1. 業務の電子化及びシステムの最適化の取組状況〕 ○再開発事業について、貸付物件資料のデータベース（電子資料）を適宜更新するとともに、専門職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）での当該情報の共有を図った。 ○住宅騒音防止対策事業について、実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問い合わせや関係自治体からの相談等に対して迅速に対応できるようにしている。 ○全職員共有の機構内イントラ掲示板にて、機構の全体スケジュールや業務フロー図といった全職員に関わるデータについて、トップページからワンクリックで常時アクセス出来るよう構築しており、業務の利便性を向上させている。また、逐次内容の更新や改善を行っている。 ○また、機構内イントラ掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い業務の質の向上を図った。	<評定と根拠> 評定：B 貸付物件に係る様々な情報についてデータベース化したものを適宜更新し、担当者間で共有することにより、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。 住宅防音に係る工事書類を電子化し、既存システムと連動させたことで、住民からの問い合わせ等に対して迅速な対応を可能とするなど事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上に努めている。 また、機構内のイントラ掲示板を活用し、全体スケジュールや会議資料等を全職員が簡単に取得できる環境を整えており、業務を遂行するうえでの利便性向上が図られている。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 再開発事業に係る貸付物件のデータベースを適宜更新し、担当者間で情報共有することにより、業務の円滑かつ効率的な処理が図られた。 また、住民からの問い合わせ回答迅速化や、防音工事システムの活用により問合せ等に係る対応が迅速化されるなど業務負担の軽減が図られた。 さらに、機構内のイントラ掲示板にて全体スケジュールや会議資料等を掲載しており、業務を遂行するうえでの利便性向上が図られた。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。	本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。	別紙のとおり	<主な指標等> 1.予算執行状況 2. 収支計画実施状況 3. 資金計画実施状況	<主要な業務実績> 〔1.予算執行状況、2.収支計画実施状況、3.資金計画実施状況〕 ○予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。 ○収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して純利益が増加した。 ○資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえて効率的に運用する等、適切な管理を行った。 ○資金管理については、毎月の預金残高を窓口とともに、会計監査人及び監事監査の監査を受ける等、適切な管理を行った。	<評定と根拠> 評定：B 経費の抑制に努め、効率的に適正な執行を図りつつ、安定的な業務収入の確保に努めることができた。また、資金の適切な管理を行う等、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 予算執行、収支計画実施、資金計画実施については適正、適切に行われ、監査も適切に行われている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)	B

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3. (2)	短期借入金の限度額							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> — 実績なし。	<評定と根拠> 評定：— 実績なし。	評定 —

4. その他参考情報

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> — 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定 —

4. その他参考情報	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> — 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定 —

4. その他参考情報	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3. (5)	剰余金の使途
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> — ○平成 29 年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金として整理した。 ○平成 30 年度においても、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により生じた当期総利益について、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金として整理することとしている。	<評定と根拠> 評定：— 平成 30 年度において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金として整理することとしている。	評定 —

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (1)	適切な内部統制の実施
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(1) 適切な内部統制の実施 内部統制について は、これまで同様充 実・強化を図ること。 その際、「独立行政法 人の業務の適正を確 保するための体制等 の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務 省行政管理局長通 知)を踏まえ、内部統 制を機能させるため の規程類、体制を常 にチェックし評価・ 改善を行う、PDCA サイクルを実行して いく。 指示の伝達、情報 共有・活用等に資す るために引き続き内 部各委員会の開催、 職員研修の実施、内 部コミュニケーションの活 性化等を図ること。 これらが有効に行 われているかの点 検・検証と、その結 果を踏まえた取組の 見直し・推進を行 うこと。	(1) 適切な内部統 制の実施 内部統制について は、これまでと同様 に充実・強化を図る。 その際、「独立行政法 人の業務の適正を確 保するための体制等 の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務 省行政管理局長通 知)を踏まえ、内部統 制を機能させるため の規程類、体制を常 にチェックし評価・ 改善を行う、PDCA サイクルを実行して いく。 指示の伝達、情報 共有・活用等に資す るために引き続き内 部各委員会の開催、 職員研修の実施、内 部コミュニケーションの活 性化等を図る。これら が有効に行 われているかの点 検・検証と、その結 果を踏まえた取組の 見直し・推進を行 うこと。	(1) 適切な内部統 制の実施 内部統制について は、これまでと同様 に充実・強化を図る。 その際、「独立行政法 人の業務の適正を確 保するための体制等 の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務 省行政管理局長通 知)を踏まえ、内部統 制を機能させるため の規程類、体制を常 にチェックし評価・ 改善を行う、PDCA サイクルを実行して いく。 ① 内部統制委員会 内部統制委員会及 びその分科会（リス ク管理委員会等）を 開催し、内部統制の 推進に関する事項に ついて検討、審議を 行い、内部統制シ ステムの継続的な PDCA サイクルを実 行していく。 ② 職員研修の実施 内部統制の着実な 実施及び更なる充 実・強化を図るため、 職員に対する研修等 を実施する。 ③ 内部コミュニケ ーションの活性化 理事長の指示、機 構のミッションが確 実に全役職員に伝達 される仕組み及び職 員から役員へ必要な 情報を伝達される仕 組みを着実に運用す る。 ④ 内部監査 内部監査機能を充 実させるとともに、 監査により見出され た課題等を着実に業 務の改善に生かし、 適正かつ効率的な事 業執行を図る。	<主な指標等> 1. 内部統制委員会の 開催状況 2. コンプライアンス 委員会の開催状況 3. リスク管理委員会 開催状況 4. 業務実績や課題の 整理、業務改善の状況 (内部評価委員会の開 催状況) 5. 外部講師等による 研修の実施状況 6. 外部研修への参加 状況 7. 機構内コミュニケ ーションの活性化状況 8. 業務運営方針の明 確化、役職員による共 有の状況 9. 内部監査の実施状 況 10. 監事監査、会計監 査人による監査の実 施状況	<主要な業務実績> [1. 内部統制委員会の開 催状況] ○理事長を委員長とする 委員会を 3 回開催し、平成 30 年度の活動についての 検討・審議及び取組につ いての総括を行った。 ・平成 30 年 4 月の第 9 回 委員会において、平成 30 年度における取組につ いて審議・検討し、方針を定 めた。 ・平成 30 年 10 月の第 10 回委員会において、事務局 から取組状況についての 中間報告を行った。 ・平成 31 年 3 月の第 11 回委員会において、平成 30 年度の取組についての 総括を行った。 [2. コンプライアンス委 員会の開催状況] ○審議役を委員長とする コンプライアンス委員会 を 3 回開催し、機構のコン プライアンス推進のため の取組について審議し、平 成 30 年度の具体的な取組 内容を審議、決定した。 ・平成 30 年 5 月の第 6 回 委員会において、同年度の 具体的な取組内容を定め た。 ・平成 30 年 9 月にコンプ ライアンス違反事例を議 題とする事例研究（職員間 自由討論）を実施し、各課 における討論の場では活 発な意見交換が行われ、コン プライアンス意識啓発の 機会とすることができ た。 ・平成 30 年 10 月の第 10 回委員会において、事例研 究の結果報告、コンプライ アンスチェックシートの 見直し、及びコンプライア ンス研修の内容について 検討、決定を行った。 ・平成 30 年 10~11 月に かけてコンプライアンス チェックシートによる全 職員へのコンプライアン ス理解チェックを行い、コ	<評定と根拠> 評定：B ・内部統制システムについて は、改正通則法を踏まえ制定 した各種規程に基づき、理事 長を委員長とする内部統制委 員会、審議役を委員長とする コンプライアンス委員会、リ スク管理委員会をそれぞれ 3 回開催し、内部統制推進に關 する事項について審議のう え、年間の方針や取組を定め、 内部統制システムの継続的な 改善に努めた。 具体的には、機構独自の取 組として、全職員が参加した コンプライアンス違反事例を 議題とした事例研究（職員間 自由討論）を実施し、活発な 意見交換を行ったほか、外部 講師を招請したコンプライア ンス研修や役員向け内部統 制研修を開催した。 また、リスク管理に係る取 組として、リスク管理表の再 点検により判明した改善点を 踏まえて、業務フローチャー トの改正を行った。また昨年 度から継続して実施している 安全運転研修に加えて、新た にクレーム対応研修を実施 し、職員のリスク管理意識の 向上を図った。 ・職員のスキルアップ・意 識改善を図るため、内部研修を 6 回開催するとともに、外部 機関が実施する研修（28 研 修）に積極的に職員を参加さ せる等、組織の一層の活性化 を図るための取組を行ってお り、着実な実施状況にある。 ・重要事項を決定する理 事会のほか、毎月、役員懇談 会（役員、審議役、各課長）を 開催し、各事業の進捗・実施状 況等の報告による情報共有を 図るとともに、理事長から必要 な指示や方針が示されてい る。それらは課内ミーティン グ等を通じ全職員に周知され ており、業務運営方針の明確 化と役職員による共有に努め ている。	評定 【評定に至った理由】 内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等をそれぞれ開催 した。コンプライアンス委員会では全職員が参加して職員間討論による事例研究 を行うとともに、コンプライアンスチェックシートの見直しを行った。また、リスク 管理委員会ではリスク管理表の再点検により判明した改善点を踏まえて業務フロ ーチャートの改正を行うとともに、安全運転研修及びクレーム対応研修を行った。 業務運営の方針や重要事項の決定は、理事会の審議を経て行われており、役員懇 談会では懸案事項等の報告・意見交換が行われたうえで、理事長から必要な指示や 方針が示されている。 内部監査においても計画通り実施され、年度内に完結している。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B 評価とし た。	B 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

ンプライアンスの認識強化を図った。

- ・平成 31 年 1 月に外部より弁護士を招請しコンプライアンス研修を実施し、倫理チェックのフォローアップを行った。
- ・平成 31 年 3 月の第 11 回委員会において、平成 30 年度の取組について総括を行い、コンプライアンス違反事例の職員間自由討論、コンプライアンス理解チェック、コンプライアンス研修について次年度以降も実施していくこととした。

〔3.リスク管理委員会の開催状況〕

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を 3 回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議し、平成 30 年度の具体的な取組内容を審議、決定した。
- ・平成 30 年 5 月の第 12 回委員会において、リスク管理表の再点検、安全運転研修の実施、P D C A サイクルの管理に取り組むことを決定した。
- ・平成 30 年 10 月に 2 日にわたり安全運転研修（DVD の上映及びアンケートの実施）を実施し、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を図った。また、自動車を運転しない職員向けとしても自転車の安全をテーマとした内容も今回から追加した。
- ・平成 30 年 10 月の第 13 回委員会において、リスク管理表の再点検により判明した改善点を踏まえて、業務フローチャートの改正を行った。また、機構初となるクレーム対応研修の実施時期及び内容について検討、個別の事業におけるリスク管理上影響のある案件について報告が行われた。
- ・平成 30 年 11 月に 2 日にわたりクレーム対応研修（DVD の上映及びアンケートの実施）を実施し、機構職員の苦情対応能力の向上を図った。
- ・平成 31 年 3 月の第 14

- ・内部監査（業務監査及び会計監査）については、監査計画の策定から指摘事項等のフォローアップまでを平成 30 年度内に完結させるよう実施し、指摘事項等については個別具体に検討を行った。監査内容の具体的な検討に際しては、監査員の監査スキル向上のため外部研修への派遣、監査にあたっての十分な事前協議、前年度指摘事項に対する改善措置状況の点検の他、重点事項（対象住民からの申請に基づく事業のルール及び実施状況の点検他）に係る検討、監事とのディスカッションによる監事監査との連携等、より効果的な監査を実施するための準備に注力し、業務が適切に行われているか、また業務が効果的に行われ維持されているかの監査を実施しており、内部監査の拡充・強化に取り組んでいる。

このように、内部統制を機能させるための取組について着実な実施状況にあることから、B 評価とする。

回委員会において、平成30年度の活動について総括を行いリスク管理表の見直し及び安全運転研修、クレーム対応研修について継続的に実施していくこととした。

〔4.業務実績や課題の整理、業務改善の状況（内部評価委員会の開催状況）〕
○平成30年6月に平成30年度第1回内部評価委員会を開催し、平成29事業年度及び第3期中期目標期間の事業実績に対する内部評価を行った。
○平成30年11月に平成30年度第2回内部評価委員会を開催し、平成30事業年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

〔5.外部講師等による研修の実施状況〕
○内部研修として、平成30年5月21,22日に新規採用（出向）職員研修（参加者11名）を行い、新規採用者が機構の概要・各課の事業概要等、新人としての基本的な知識を習得した。

また、平成30年10月3日に職場における様々なハラスメント及びワーク・ライフ・バランスに関する研修（参加者25名）、平成30年11月6日には人権等に関する研修（参加者26名）を行い、それぞれ基本的な知識を学習する等、職員のスキルアップ・意識改善を図った。

加えて、改正通則法の主旨を踏まえ、役職員に対するコンプライアンス研修（参加者25名）、情報セキュリティ研修（参加者27名）を開催し、コンプライアンス及び情報セキュリティに対する基本的な知識を習得する等職員の意識改善を図った。

また、内部監査（業務監査及び会計監査）を実施するにあたり、内部監査の知

識を習得するため外部研修に職員を派遣する等、着実な内部統制の推進に取り組んだ。

さらに、職員のリスク管理意識の向上を図るため、安全運転研修（参加者 31名）に加え、新たにクレーム対応研修（参加者 32名）を実施した。

なお、研修の効果把握に関する無記名アンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答が多く、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。

平成 30 年 4 月に理事長・理事が交代したことにより、独立行政法人における内部統制と評価について一層の充実と強化を図るために、監査法人より役員向け研修を実施した。

〔6.外部研修への参加状況〕

○上記研修以外にも、外部機関が開催している研修（30 研修）へ積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

〔7.機構内コミュニケーションの活性化状況、8.業務運営方針の明確化、役職員による共有の状況〕

○業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会を開催し審議を行つており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。また、原則毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）において、役員に対し審議役、各課長から事業の進捗状況及び実施予定並びに懸案事項等を報告するとともに、役員との意見交換を行つたうえで、理事長から必要な指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これら方針等の部下への周知を図つ

ている。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【参考】

理事会開催状況

- ・第79回理事会（平成30年4月19日開催）
- ・第80回理事会（平成30年6月25日開催）
- ・第81回理事会（平成30年7月26日開催）
- ・第82回理事会（平成30年11月15日開催）
- ・第83回理事会（平成30年12月20日開催）
- ・第84回理事会（平成31年3月20日開催）

【9.内部監査の実施状況】
○平成30年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体に検討を行った。

○具体的な監査内容の検討に際しては、指名した監査員の監査スキルの向上のため外部研修に参加させるとともに、準備のための協議を重ね、前回までの指摘事項に対する改善等の措置状況の点検の他、重点項目として、申請者と接する機会の多い住宅騒音防止対策事業及び移転補償事業を対象に、各種規程と業務状況の整合性、窓口業務の応対状況に着眼した監査を実施した。

○監査実施にあたっては、内部監査員と監事において事前にディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえながら監査を実施した。

（監査実施日：11月14～15日）

【重点項目】

- ・平成29年度内部監査改善計画等の点検（フォローアップ）
- ・対象住民からの申請に基づく事業のルール及び

				<p>実施状況の点検他</p> <p>○監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該事業年度内に完結させた。</p> <p>【10.監事監査、会計監査人による監査の実施状況】</p> <p>○監事による平成29事業年度決算等監事監査を平成30年6月に実施し、通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組みを実施した。</p> <p>【主な指導・助言に対する具体的な取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修の適宜実施 ・役員等の内部統制研修の開催（平成30年11月30日） ・契約にかかる監督検査事務の見直し ・補償課の業務フローチャートの見直し <p>○会計監査人による予備調査を平成30年12月、期中監査を平成31年3月にそれぞれ実施した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (2)	情報セキュリティ対策等の取組の推進
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進 情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。	(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進 情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。	(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進 情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。	<主な指標等> 1. 情報セキュリティ対策の実施状況	<主要な業務実績> 〔1.情報セキュリティ対策の実施状況〕 ○NISC（内閣官房サイバーセキュリティセンター）が開催する勉強会に積極的に担当職員を参加させ、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準改訂及びサイバーセキュリティ基本法に基づくIPA((独)情報処理推進機構)が行っている独立行政法人監査(マネジメント監査・ペネトレーションテスト)に関する情報セキュリティ対策の情報収集に努めた。なお、次年度において、当機構は独立行政法人監査が予定されており、30年度においては監査に向けての準備として情報セキュリティ体制の見直し・再確認を行った。 ○平成30年5月30日に第6回、平成30年11月29日に第7回、平成31年3月5日に第8回情報セキュリティ対策委員会を開催し、平成30年度における当機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定し、以下の取り組みを行った。 ・情報セキュリティ自己点検(平成30年5月実施)の結果を踏まえ、情報セキュリティインシデント対処手順の再周知。 ・職員への情報セキュリティ対策に関する啓発活動として、平成30年11月「情報セキュリティマニュアル」の配布及びインストラ掲示板への掲載。 ・「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として、平成31年1月17日に外部講師による「情報セキュリティ研修」を実施した。なお、当日研修に参加できなか	<評定と根拠> 評定：B ・情報セキュリティ対策委員会では、平成30年度の活動方針を決定した上で、「機構情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に情報セキュリティ対策を行うとともに、国の連絡協議会に担当職員を参加させる等、情報セキュリティ対策に関する情報収集に努めた。また、職員に対して情報セキュリティに関する更なる啓発活動を推進すべく情報セキュリティに係る遵守事項を取りまとめた「情報セキュリティマニュアル」の配布等により全役職員に周知を図り、外部講師による情報セキュリティ研修の実施や「標的型攻撃メール送信訓練」を全職員に対して実施するなど、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、B評価とする。	評定 【評定に至った理由】 機構の情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティ自己点検を実施した。また、情報セキュリティマニュアルの配布や標的型攻撃メール対策訓練の実施等により、情報セキュリティに対する意識改善を図った。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)	B

				<p>った者については、別途情報セキュリティ責任者による個別の研修を実施することで全職員の意識向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全役職員を対象に平成31年2月27日「標的型攻撃メール対策訓練」を行い、訓練実施後アンケートを実施。訓練結果及びアンケート結果を分析し、その内容を職員に周知し意識改善を図った。 ・同ポリシーに基づき、平成31年3月18日「情報セキュリティ自己点検」の実施。 <p>○独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティ監査実施要領を作成し、今後監査を実施し情報セキュリティ対策(PDCAサイクル)を進めることとしている。</p> <p>○個人情報保護についても、国等が開催する研修会に積極的に参加し、情報収集を行い適正かつ円滑な運用を図った。また、監査を実施するとともに平成30年10月に職員への注意喚起を行った。</p> <p>○全課・各課毎に共有しているファイルサーバ上の電子データについては各担当が整理・削除を行っていたが、平成29年度内部監査での指摘を踏まえ、過去のデータを含めすべてのファイル・フォルダを全職員が一斉に整理を行った。この際、全体のスケジュール・ファイルの一覧を提示するなどして計画的かつ網羅的に進めた。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (3) ①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 国及び関係自治体との連携
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ① 国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るために体制の確保を図ること。	(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ① 国、福岡県、福岡市及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。	(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ① 国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国、福岡県、福岡市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。	<主な指標等> 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 国及び関係自治体との意思疎通	<主要な業務実績> 〔1.連絡協議会等の開催状況〕 ○空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、「連絡協議会幹事会」を2回開催し、平成29事業年度事業実績、及び平成30事業年度事業実施状況等の説明を行うとともに、機構を取り巻く情勢についての意見交換を行い、機構に対する理解を深めていただく等、関係機関との意思疎通と連携の強化を図ることができた。 ・1回目（H30.8.31）の議題 (1)平成29事業年度事業実績 (2)平成30事業年度事業予算実施状況 (3)平成31事業年度予算概算要求 (4)その他（第3期中期目標期間業務実績報告書、事業概要パンフレットの紹介等） ・2回目（H31.3.27）の議題 (1)平成30事業年度事業実施状況 (2)平成31年度計画 (3)平成31事業年度予算実施計画（案） (4)その他 〔2.国及び関係自治体との意思疎通〕 ○「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。 ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（関係自治体（※）、機構）開催日：H30.4.19	<評定と根拠> 評定：B 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、連絡協議会幹事会を開催し、事業実績及び平成31年度計画等の説明を行うとともに、機構を取り巻く情勢についての意見交換を行い、機構に対する理解を深めていただく等、関係機関との意思疎通と連携の強化を図った。 連絡協議会以外の会議へも積極的に参加し、周辺環境対策を巡る政策動向の把握及び地域の方々とのコミュニケーションに努めており、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 連絡協議会幹事会を2回開催し、意見交換を行うことにより、関係機関との意思疎通と連携の強化を図った。 また、連絡協議会以外にも福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議、地域対策協議会総代会、福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会、福岡空港公害対策協議会との事務協議、福岡空港利活用推進協議会といった、国や関係自治体等との7回の会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策などについて、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

※関係自治体…福岡県、
福岡市、大野城市、春日
市、太宰府市、志免町、
粕屋町
・地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議
会、国、福岡県、福岡
市、福岡空港ビルディン
グ(株)、機構 他) 開催
日 : H30.5.13
・福岡空港周辺地域にお
ける各種課題等に係る意
見交換会 (国、福岡県、
福岡市、福岡国際空港
(株)、機構) 開催日 :
H31.3.15
・福岡空港公害対策協議
会との事務協議 (福岡空
港公害対策協議会、国、
福岡県、福岡市、機構)
開催日 : H30.11.16 及び
H30.12.7
・福岡空港利活用推進協
議会 (福岡県、福岡市、
福岡商工会議所、地元經
濟界、航空会社、機構)
開催日 : H30.10.1 (總
会)、H31.3.25 (専門委員
会)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (3) ②	空港と周辺地域の共生と連携の強化 広報活動の充実
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② 広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。 このため、ホームページを年間20回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。	② 広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。 イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。 ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。 ハ 福岡県、福岡市及び関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口でのパンフレットの配布等の広報活動を行う。	② 広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。 イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。 ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。 ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口でのパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。	<主な指標等> 1. ホームページでの情報提供状況 2. ホームページの更新状況 3. パンフレットの配布状況 4. 自治体広報誌への情報掲載状況	<主要な業務実績> 【1. ホームページでの情報提供状況】 ○平成29事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、平成30事業年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより事業運営の透明性を確保した。 【平成30年度におけるホームページの公表内容】 ■独立行政法人通則法に基づく公表 ・平成29事業年度業務実績報告書 ・平成29事業年度自己評価調査書 ・第3期中期目標期間業務実績報告書 ・第3期中期目標期間自己評価書 ・役職員の報酬・給与等の水準の公表(平成29年度給与水準) ・平成29事業年度事業報告書及び財務諸表 ・平成29事業年度評価調査書 ・第3期中期目標期間評価調査書 ・職員給与規程の改正の公表 ・就業規則の改正の公表 等 ■契約関係 ・独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表(入札公告・開札結果) ・環境物品等の調達の推進を進めるための方針 ・平成30年度公共工事の発注見通し ・平成30年度契約監視委員会の概要 ・平成30年度空港周辺整備機構中小企業者に関する契約方針 ・平成30年度調達合理化計画	<評定と根拠> 評定:B ホームページにおいて平成29事業年度の財務諸表、業務実績評価結果や公共工事に係る発注情報等の公表を速やかに行うことにより事業運営の透明性を確保した。 ホームページの改善にあたっては、現状の問題点や改善の方向性について打合せを重ね、関係者等の意見・要望を踏まえて大幅な改修を行い、トップ画面から各事業ページの細部に至るまで、それぞれの利用者に分かりやすく使いやすい画面構成、記載内容に改善を図り、また、セキュリティを一層高める等、大幅な改善を行った。 関係自治体窓口でのパンフレット配布について協力を依頼するとともに、福岡市の共同利用会館に申込書を配布するなど広報に努めた。事業に関する情報について関係自治体の広報誌に掲載する回数を増やし、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう努めた。 さらに、住宅騒音防止対策事業に係るパンフレットについては、申請者に分かりやすい表現、内容に改善しており、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 ホームページでは、平成29事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、平成30事業年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報などの公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。 また、ホームページの現状の問題点や関係者等の意見・要望等を踏まえてリニューアルを行い、併せてセキュリティを一層高めるなど改善を行った。 パンフレット等では、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう住宅騒音防止対策事業のパンフレット等を関係自治体の窓口や福岡市の共同利用会館へ配布し、事業の広報に努めた。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

・契約結果の情報 等
■その他
・役員の任命（H30.4.1 付、
H30.8.1 付）

【2.ホームページの更新状況】
○ホームページのリニューアルにあたっては、現状の問題点や改善の方向性について打合せを重ね、関係者等の意見・要望を踏まえたうえで、デザインや構成の見直し、スマートフォン等に対応したレスポンシブデザインの採用や、SSL 証明書により暗号化通信を行い、セキュリティを一層高めるなど大幅な改善を図った。

【改修内容】

- ・機構ホームページのトップ画面デザイン（写真、イラスト等含む）、レイアウトの刷新。
- ・住民からの申請を受ける事業（住宅騒音防止対策事業及び移転補償事業）のアイコン（ボタン）を中心に大きく配置。
- ・航空機騒音区域図について、拡大マップに移動して可能な限り大きく表示できるようにした。
- ・各事業ページの内容、写真等の見直し、変更。
　〈住宅騒音防止対策事業〉
 - ・申請者向けと業者向けの情報分離
 - ・イラストや図を用いて、説明内容をすっきりと分かりやすく簡略化
 - ・詳細な内容は、資料を PDF ファイルにて取得可能にした
- 〈移転補償事業〉
 - ・説明内容をすっきりと分かりやすく簡略化した
- 〈再開発整備・緑地造成事業〉
 - ・写真を最新のものにして、近年における取組内容を記載

〔3.パンフレットの配布状況、4.自治体広報誌への情報掲載状況〕
○事業概要パンフレット
1,500部を作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。
○平成16年度～平成17年度に住宅防音更新工事①及び①(告)を実施した住宅で、次の更新工事を行っていない住宅282件に対し、チラシを郵送した。
○住宅騒音防止対策事業の助成について大野城市2回、福岡市東区と博多区それぞれ3回、また、移転補償事業についても上半期に1回、それぞれ関係自治体の広報誌に掲載を行った。
また、住宅騒音防止対策事業のパンフレット等を関係自治体窓口において配布するとともに更新工事のパンフレット等は福岡市の共同利用会館へも配布した。
○申込書類や補助制度の概要等の申込者へ配付する資料は数が多く難解であるため、昨年度、更新工事に係るパンフレット等を改善したことを踏まえ、今年度は防音工事についても改善し(書類の統合・簡素化)、事業に関わる配付資料全体を見直した。昨年度、外注による資料作成から、機構のプリンター等による作成に変更しており、更なる資料改善への速やかな対応や経費節減にも引き続き取り組んでいる。また、申請書とともにホームページの見直しも行い、住民向け、業者向けのページを区別、分かりやすい表現への変更、不要な情報の削除等により分かりやすい内容へ改善した。
○移転補償事業について

				は、地域住民の方々の目に触れる期間が増えるよう事業を案内するチラシを、前年度より引き続き事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布し事業の広報を行った。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (3) ③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域への啓発活動
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
一	③ 地域への啓発活動 イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。 ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。	③ 地域への啓発活動 イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。 ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。	<主な指標等> 1. 環境学習や見学の実施状況 2. 啓発活動の実施状況	<主要な業務実績> 〔1.環境学習や見学の実施状況〕 ○ホームページに掲載している「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。 ○連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の市町村に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう出前講座等の資料やこれまでの取組を紹介し、機構が積極的に対応することを周知した。 ○教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、空港周辺の中学校、小学校、教育委員会に対し校外学習・総合的学習等での機構の活用を依頼し、福岡市博多区の小学校において出前講座を平成31年2月4日、7日に実施。これにより福岡空港が、地域の発展に重要な役割を担っていること、及び都市近郊型空港であることに伴い、環境対策事業が行われていることについて理解を得られた。 〔2.啓発活動の実施状況〕 ○福岡空港で開催された「空の日」のイベント（平成30年9月8日開催）に参画し、イベント来場者へ機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。	<評定と根拠> 評定：B 校外学習及び出前講座の実施について、引き続きホームページにおいて募集案内を行うとともに、前年度に引き続き連絡協議会メンバーの市町村に対し、これまでの校外学習の取組を紹介し機構が積極的に出前講座を実施する用意があることを周知した。更に教育委員会、空港周辺の小学校、中学校に対し積極的な案内を行った結果、小学校2校から申し込みがあり出前講座（2件）を実施した。出前講座によって、空港周辺地域の子どもたちや教育現場の先生方に、福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めて頂く有意義な活動であった。 また、福岡空港の「空の日」イベントに参画し、大人から子供まで幅広い来場者に対し、機構のパンフレット及びノベルティを配布することにより環境対策事業について啓発活動を行う等、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 環境学習や見学の実施状況として、「校外学習」の募集案内、出前講座の案内を行い、出前講座を小学校2校に対して実施したことにより、地域に対して空港周辺環境対策事業に係る啓発活動を実施した。 その他啓発活動の実施状況として、福岡空港で開催された「空の日」のイベントに参画し、イベント来場者に対し、機構のパンフレット及びノベルティを配布し啓発活動を行った。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)	B

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (3) ④	空港と周辺地域の共生と連携の強化 地域住民のニーズの把握
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
一	④ 地域ニーズの把握 機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。	④ 地域住民のニーズの把握 引き続き、機構のHPや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。	<主な指標等> 1. 質問・意見の募集状況 2. 質問・意見の整理・分析状況（地域住民等とのコミュニケーション）	<主要な業務実績> 〔1.質問・意見の募集状況、2.質問・意見の整理・分析状況（地域住民等とのコミュニケーション）〕 ○ホームページに「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口を設けている。また、機構のパンフレットに「ご意見・ご提案募集」の文字を大きく表示し、関係自治体の住民窓口において配布を行っている。 地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図り、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行しており、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。 ○ホームページによる意見はなかったが、地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図っており、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行している。 ○平成26年度より引き続き、移転補償事業の可否に関する照会があった際に、同制度を知った理由の聞き取りを行っている。	<評定と根拠> 評定：B ホームページに「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口を設けている。また、機構のパンフレットに「ご意見・ご提案募集」の文字を大きく表示し、関係自治体の住民窓口において配布を行っている。 地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図り、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行しており、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【評定に至った理由】 ホームページ、パンフレットを通じて随時意見、提案の募集案内を行っている。また、地域住民や団体との日頃のコミュニケーションを図り、得た意見等を業務に反映することとしている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】	評定 B 【評定に至った理由】 ホームページ、パンフレットを通じて随時意見、提案の募集案内を行っている。また、地域住民や団体との日頃のコミュニケーションを図り、得た意見等を業務に反映することとしている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (4) ①	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 研修員の受入れ
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。	(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。 ① 研修員の受け入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成31年4月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。	(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。 ① 研修員の受け入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者が決定した後、研修員の受け入れ方法や体制について綿密に調整していく。	<主な指標等> 1. 研修員の受け入れ状況	<主要な業務実績> 〔1.研修員の受け入れ状況〕 ○福岡空港の民間委託に伴う、国から受託している事業を承継するため、平成30年8月に決定した福岡空港運営権者から研修員を受け入れる体制を整備するにあたり、平成30年11月に研修員に関する規程の策定を行った。 ○運営権者との間で研修員受け入れ体制について平成30年10月、研修員の人数、期間、研修内容（事業）等について綿密に調整を行った。 ○研修計画について、初年度においては、まず総務課にて機構全般の業務概要の説明後、年度前半は地域振興課にて住宅騒音防止対策事業、再開発事業、緑地造成事業、後半は補償課にて移転補償事業を実際に携わりつつ業務に習熟してもらう（OJT）研修計画を作成した。 ○平成31年2月役員懇談会において上記研修計画を諮った。4月より福岡空港運営権者より研修員1名が派遣され、機構の業務を習得するため研修を行っている。	<評定と根拠> 評定：B 機構で実施している事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な事業承継に向けた取組を推進するため、研修員に関する規程を策定した他、実際に研修員を受け入れるにあたっての人数、期間及び研修内容等について機構内部及び運営権者と綿密に調整を行い、体制を整備した。平成31年4月からは研修員1名を受け入れて研修が始まっており、着実な実施状況にある。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評定 【評定に至った理由】 平成30年8月の福岡空港運営権者の決定以降、円滑な環境対策事業の承継に係る取組として、平成31年4月より研修員を受け入れるための規程類策定・研修計画作成などの体制整備を行った。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとしてB評価とした。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】	B 【その他事項】 (外部有識者からの意見)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (4) ②	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 業務の可視化パターン化の推進
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—	—	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
-	② 業務の可視化パ ターン化の推進 内部統制システム で作成している、各 事業内容や管理部門 の業務を図示化した 業務フローチャート の充実及び業務上起 こり得るリスクとそ の対策を可視化した リスク管理表の充実 を図り、それを元に 運営権者への事業説 明資料を作成するこ とでスムーズな事業 の承継を行う。	② 業務の可視化パ ターン化の推進 内部統制システム で作成している、各 事業内容や管理部門 の業務を図示化した 業務フローチャート の充実及び業務上起 こり得るリスクとそ の対策を可視化した リスク管理表につい て、日々の業務と照 らし合わせて改善点 を見つけ出し、内部 統制委員会の分科会 であるリスク管理委 員会に諮り、内容や 質の充実を図ってい く。	<主な指標等> 1. 事業の承継に向 けた取組状況	<主要な業務実績> [1. 事業の承継に向 けた取組状況] ○平成 30 年度におい ては、リスク管理委員会を 3 回開催し、平成 30 年 5 月 の第 12 回委員会におい て、リスク管理表の再点 検、PDCA サイクルの管 理に取り組むことを決 定し、リスク管理表の再 点検により判明した改 善点を踏まえて業務フ ローチャートの改正につ なげる等、運営権者への 事業承継をスムーズに 行うための資料につ いて、その内容や質の充 実を図っており、着実な 実施状況にある。 ○平成 30 年度末時点 で、業務フローチャート は機構全体で 50 業務フ ローチャート（内訳：総務系 20、 再開発整備事業系 15、住 宅騒音防止対策事業系 5、 移転補償事業系 7、緑地造 成事業系 3）を作成して いる。 ○将来の円滑な事業承 継に備えて、業務フローチ ャート等の見直しに取り組 んでいく。	<評定と根拠> 評定：B リスク管理委員会におい て、リスク管理表の再点 検や PDCA サイクルの管 理に取り組むことを決 定し、リスク管理表の再 点検により判明した改 善点を踏まえて業務フ ローチャートの改正につ なげる等、運営権者への 事業承継をスムーズに 行うための資料につ いて、その内容や質の充 実を図っており、着実な 実施状況にある。 これらを踏まえ、B と評 価する。	評定 【評定に至った理由】 リスク管理委員会においてリスク管理表の再点検を行った結果、判明した改善 点を踏まえて業務フローチャートの改正を行ったことにより、運営権者への事業 承継をスムーズに行うための資料の質の向上を図っている。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして B 評価とし た。 【指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策】 【その他事項】 (外部有識者からの意見)	B

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4. (5)	騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 特になし。	<評定と根拠> 評定：—	評定 —

4. その他参考情報